

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

金沢市長

公表日

令和8年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別児童扶養手当認定請求書の受付及び石川県への進達事務を行う。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の別表第1の項番66の規定により、以下のために個人番号を利用する。 ①特別児童扶養手当認定請求書受付、進達事務 ②特別児童扶養手当各種届出受付、進達事務 ③特別児童扶養手当現況届受付、進達事務 ＜中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容＞ ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。（番号連携システム要件） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。（番号連携システム、中間サーバー要件） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。（番号連携システム、中間サーバー要件）
③システムの名称	福祉保健総合システム、中間サーバー、番号連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、税務システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の66の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 主務省令第2条の表の13、16、19、20、29、42、80、81、125、141、155、161の項（主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 主務省令第2条の表の91の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康局 障害福祉課
②所属長の役職名	福祉健康局障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	金沢市総務局文書法制課文書法制係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1丁目1番1号 電話076-220-2073
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉健康局障害福祉課 電話 076-220-2289
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・ マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・ 本市の制定する「金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程」、及び事業所管課が作成する「特定個人情報等に係る組織体制等」により、特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・ 本市の制定する「金沢市保有個人情報等の安全管理に関する基本方針」により、「特定個人情報等に係る組織体制等」、及び事業所管課が作成する「特定保有情報等取扱要領」を定め、これらを継続的に見直し改善できるよう措置を講じているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の16、19、26、30、56の2、57、87、116の項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の66の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、116の項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の66の項	事前	
平成30年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、116の項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の66の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、110、116、120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の66の項	事後	法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和1年6月28日	表紙(公表日) 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	・福祉局障害福祉課長 岩野 常樹	・福祉局障害福祉課長	事後	公表日等の形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和1年6月28日	しきい値判断項目 1	2015/4/1	・平成31年4月1日	事後	
令和1年6月28日	しきい値判断項目 2	2015/4/1	・平成31年4月1日	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		新設	事前	
令和3年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	市税総合オンラインデータベースシステム	税務システム	事後	
令和3年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、110、116、120の項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の11、14、17、18、26、37、41、72、73、116、144、151、155の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉局 障害福祉課	福祉健康局 障害福祉課	事後	
令和3年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉局障害福祉課長	福祉健康局障害福祉課長	事後	
令和3年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉局障害福祉課 電話 076-220-2289	福祉健康局障害福祉課 電話 076-220-2289	事後	
令和3年6月28日	IVリスク対策 8. 監査	[]自己点検	[○]自己点検	事後	
令和3年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番46の規定により、以下のために個人番号を利用する。	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番65の規定により、以下のために個人番号を利用する。	事前	
令和3年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の46の項	番号法第9条第1項 別表第1の65の項	事前	
令和4年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番65の規定により、以下のために個人番号を利用する。	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番66の規定により、以下のために個人番号を利用する。	事前	
令和4年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の65の項	番号法第9条第1項 別表第1の66の項	事前	
令和7年1月14日	しきい値判断項目 1	・平成31年4月1日	・令和6年7月1日	事前	
令和7年1月14日	しきい値判断項目 2	・平成31年4月1日	・令和6年7月1日	事前	
令和7年1月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・番号法別表第2	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の11、14、17、18、26、37、41、72、73、116、144、151、155の項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の83の項	・番号法第19条第8号に基づき主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 主務省令第2条の表の13、16、19、20、29、42、80、81、120の項 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 主務省令第2条の表の91の項	事前	
令和7年1月14日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		新設	事前	
令和7年1月14日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		新設	事前	
令和7年9月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 主務省令第2条の表の13、16、19、20、29、42、80、81、120の項	(主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 主務省令第2条の表の13、16、19、20、29、42、80、81、125、141、155、161の項	事後	
令和7年9月5日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・使用停止請求	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話076-220-2348	金沢市総務局文書法制課文書法制係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1丁目1番1号 電話076-220-2073	事後	
令和8年9月4日	IV. リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	金沢市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程 特定個人情報等取扱要領	金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程 特定個人情報等に係る組織体制等	事後	
令和8年9月4日	IV. リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	金沢市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針 金沢市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程 特定個人情報等取扱要領	金沢市保有個人情報等の安全管理に関する基本方針 金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程 特定個人情報等に係る組織体制等	事後	